

○環境の保全と創造に関する条例の規定に基づく工場等における規制基準（抜粋）

平成 8 年 3 月 29 日告示第 542 号

環境の保全と創造に関する条例（平成 7 年兵庫県条例第 28 号。以下「条例」という。）第 34 条第 1 項の規定に基づき、工場等における規制基準を次のように定め、平成 8 年 4 月 1 日から施行する。

なお、昭和 47 年兵庫県告示第 482 号の 15（公害防止条例の規定に基づく工場等における規制基準）は平成 8 年 3 月 31 日限り廃止する。

別表第 5

1 排出基準

	項目等	許容限度
健康項目	1 カドミウム及びその化合物	1リットルにつきカドミウムとして 0.05 ミリグラム
	2 シアン化合物	1リットルにつきシアンとして 1 ミリグラム
	3 有機りん化合物	1リットルにつき 1 ミリグラム
	4 鉛及びその化合物	1リットルにつき鉛として 0.1 ミリグラム
	5 六価クロム化合物	1リットルにつき六価クロムとして 0.5 ミリグラム
	6 ひ素及びその化合物	1リットルにつきひ素として 0.1 ミリグラム
	7 水銀及びアルキル水銀その他の水銀化合物	1リットルにつき水銀として 0.005 ミリグラム
	8 アルキル水銀化合物	検出されないこと。
	9 ポリクロロネイテッドビフェニル(別名PCB)	1リットルにつき 0.003 ミリグラム
	10 トリクロロエチレン	1リットルにつき 0.3 ミリグラム
	11 テトラクロロエチレン	1リットルにつき 0.1 ミリグラム
	12 ジクロロメタン	1リットルにつき 0.2 ミリグラム
	13 四塩化炭素	1リットルにつき 0.02 ミリグラム
	14 1,2—ジクロロエタン	1リットルにつき 0.04 ミリグラム
	15 1,1—ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.2 ミリグラム
	16 シス—1,2—ジクロロエチレン	1リットルにつき 0.4 ミリグラム
	17 1,1,1—トリクロロエタン	1リットルにつき 3 ミリグラム
	18 1,1,2—トリクロロエタン	1リットルにつき 0.06 ミリグラム
	19 1,3—ジクロロプロペン	1リットルにつき 0.02 ミリグラム
	20 テトラメチルチウラムジスルフィド(別名チウラム)	1リットルにつき 0.06 ミリグラム
	21 2—クロロ—4,6—ビス(エチルアミノ)—s—トリアジン(別名シマジン)	1リットルにつき 0.03 ミリグラム

	22 S—4—クロロベンジル=N, N—ジエチル チオカルバマート(別名チオベンカルブ)	1リットルにつき	0.2ミリグラム	
	23 ベンゼン	1リットルにつき	0.1ミリグラム	
	24 セレン及びその化合物	1リットルにつきセレンとして	0.1ミリグラム	
一般項目	1 水素イオン濃度(水素指数)	海域以外の公共用水域に排出されるものにあつては、5.8 以上 8.6 以下。海域に排出されるものにあつては、5.0 以上 9.0 以下		
	2 生物化学的酸素要求量	1リットルにつき	100 ミリグラム(日間平均 80 ミリグラム)	
	3 化学的酸素要求量	1リットルにつき	100 ミリグラム(日間平均 80 ミリグラム)	
	4 浮遊物質量	1リットルにつき	90 ミリグラム(日間平均 70 ミリグラム)	
	5 ノルマルヘキサン抽 出物質含有量	鉱油類	1リットルにつき	5ミリグラム
		動植物油脂類	1リットルにつき	20 ミリグラム
	6 フェノール含有量	1リットルにつき	5ミリグラム	
	7 クロム含有量	1リットルにつき	2ミリグラム	
	8 溶解性鉄含有量	1リットルにつき	10 ミリグラム	
	9 溶解性マンガン含有量	1リットルにつき	10 ミリグラム	
	10 ふっ素含有量	1リットルにつき	15 ミリグラム	
	11 銅含有量	1リットルにつき	3ミリグラム	
	12 亜鉛含有量	1リットルにつき	5ミリグラム	
13 大腸菌群数	日間平均1立方センチメートルにつき	3,000 個		

備考

- この排出基準は、公共用水域に排水を放流する工場等（水質汚濁防止法施行令（昭和 46 年政令第 188 号）別表第 1 に掲げる特定施設及び同令第 3 条の 2 に規定される指定地域特定施設を設置する工場等並びに畜産業に係る工場等を除く。）について適用する。
- 生物化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼に排出される排水には適用しない。
- 化学的酸素要求量についての排出基準は、海域及び湖沼以外の公共用水域（漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 109 条第 2 項に規定される瀬戸内海の海域に流入するものを除く。）に排出される排出には適用しない。
- 「検出されないこと。」とは、5 に掲げる方法により排水の汚染状態を測定した場合において、当該検定方法の定量限界を下回ることをいう。
- この表に掲げる項目に係る数値の検定は、排水基準を定める省令第 2 条に基づき環境大臣が定める方法（排水基準を定める省令の規定に基づく環境大臣が定める排水基準に係る検定方法（昭和 49 年環境庁告示第 64 号））によるものとする。